

# 新潟県建築士事務所協会上越支部規程

平成11年 5月12日 制定

平成18年 4月26日 改正

平成20年10月29日 改正

平成25年 4月22日 改正

この規程は、一般社団法人新潟県建築士事務所協会（以下「協会」という。）細則（以下「協会細則」という。）第13条の規定に基づき、次のとおり定める。

## （名 称）

第1条 この支部の名称は、新潟県建築士事務所協会上越支部（以下「支部」という。）

## （事務所の所在地）

第2条 この支部の事務所を、支部長の事務所内に置く。

## （地 域）

第3条 この支部の3市の地域に、次のとおり班を置く。

上越・妙高班 上越市、妙高市

糸魚川班 糸魚川市

## （事 業）

第4条 この支部は、協会定款第4条の事業を支援するために必要な事業を行う。

## （役員構成及び選任方法）

第5条 この支部に次の役員を置く。

支 部 長 1名（協会本部の支部担当理事とする。）

副支部長 1名

理 事 5名以内（支部長、副支部長を含む。）

監 事 2名

班 長 2名（理事と兼ねることができる。）

2 役員は、次の方法により選任する。

一 支部長は、協会役員として協会の総会において選任される。

二 理事と監事は、支部の総会において正会員の中から選任する。

三 副支部長及び班長は、支部長が指名し、理事会の承認を得る。

3 役員の仕事は、次のとおりとする。

一 支部長は、支部を代表し、支部の会務を総括するとともに、支部の会務について協会との連絡調整にあたる。

二 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは代行する。

三 理事は、理事会を組織し、支部の会務執行に関する事項を議決する。

四 監事は、支部の会計を監査する。監事は他の役員を兼ねることはできない。

五 班長は、班の事務を執行する。

4 役員の任期は、協会役員の任期に準じ、再任を妨げない。

## （支部総会）

第6条 支部総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は、毎年1回年度始めに開き、臨時総会は、理事会が必要と認めたとき開くことができる。

- 2 支部総会は、正会員総数の過半数が出席しなければ議事を行い議決することができない。ただし、議決権の行使は、他の出席正会員に委任状をもって委任することができるものとし、委任はこれを出席とみなす。
- 3 総会の議長は、出席会員の中から選出する。
- 4 総会は次の事項を議決する。
  - 一 事業報告及び事業計画
  - 二 収支予算及び決算
  - 三 その他理事会が必要と認めた事項

#### (理事会)

第7条 理事会は、必要に応じて支部長が招集する。

- 2 理事会の議長は、支部長があたる。
- 3 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、会議を開き議事を行い議決をすることはできない。
- 4 理事会の議事は、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 支部の会務執行に必要があるときは、理事会に諮って委員会を設けることができる。委員及び委員長は、支部長の委嘱による。

#### (会計)

第8条 この支部の経費は、協会からの支部活動費補助金、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

- 2 この支部の事業年度は、協会の事業年度に準ずる。
- 3 予算の補正は、理事会の承認を得なければならない。ただし、急を要する場合は支部長が専決し、次の理事会に報告するものとする。
- 4 支部は協会に対し支部活動費補助金にかかる申請と報告をしなければならない。なお、毎年総会終了後、提出する書類は、事業計画及び予算書を補助金等請求申請書に、また事業報告及び決算書を補助金等精算報告書に代えることができる。

#### (その他必要な事項)

第9条 会員の慶弔に際しては、協会の慶弔規程によるものとし、同居の1親等その他については、その都度支部長が決定する。

- 2 班長は、これらの事実を知ったときは、直ちに支部長に連絡するものとする。

#### (補則)

第10条 この規程は事前に協会と協議の上、支部総会の同意を得なければ変更することができない。

#### 付 則

- 1 この規程は、平成11年05月12日から施行する。
- 2 この規程は、平成18年04月26日から施行する。
- 3 この規程は、平成20年10月29日から施行する。
- 4 この規程は、社団法人新潟県建築士事務所協会が一般社団法人の登記した日から施行する。